

松本市子どもの権利に関する条例に規定する
「育ち学ぶ施設」に隣接した建築等のガイドライン

1 前文

本市は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号）を制定し、子どもの育ちをまち全体で支えながら、「すべての子どもにやさしいまち」づくりを目指しています。特に、保育園や学校等に隣接して建築物を建てる場合は、子どもの健康を守り、健やかな育ちを支援する環境づくりのため、子どもの権利に配慮した対応が求められます。

松本市子どもの権利に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

本ガイドラインは、松本市子どもの権利に関する条例第2条第2項に規定する「育ち学ぶ施設」に隣接して、建築物の新築や改修等（以下「建築等」という。）が行われる際、建築主、設計者及び施工者（以下「建築主等」という。）並びに育ち学ぶ施設設置者、管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」という。）並びに市が配慮すべき事項を定めるものです。

2 建築主等、育ち学ぶ施設関係者及び市が配慮すべき事項

- (1) 建築主等、育ち学ぶ施設関係者及び市は、相互の立場を尊重し、松本市子どもの権利に関する条例第1条に規定する目的遂行に努めるものとします。
- (2) 建築主等は、建築等の計画及び施工に当たり、日照、騒音、安全等の育ち学ぶ施設的环境に配慮し、可能な限り早い段階で、育ち学ぶ施設関係者への丁寧な説明に努めるものとします。
- (3) 育ち学ぶ施設関係者は、建築等の計画があることを知り得た場合は、当該情報を、育ち学ぶ施設を利用する子どもの保護者等と共有し、建築主等から十分な説明を受けるよう努めるものとします。
- (4) 建築主等及び育ち学ぶ施設関係者は、必要に応じて協議及び情報共有するよう努めるものとし、市は、当該協議及び情報共有が円滑に行われるよう、支援に努めるものとします。